

水と緑のまち もりや

# 農業委員会会報

## 第8号

発行者 守谷市農業委員会  
 責任者 会長 岡田 晃一  
 編集者 編集委員 会  
 住所 守谷市大柏 950-1  
 電話 0297-45-1111



守谷市高野地内

## 目次

目次 .....	1
農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しました .....	2
「人・農地プラン」から「地域計画」へ .....	2
農地転用には許可が必要です .....	2
農業委員・農地利用最適化推進委員募集（事前案内） .....	3
農業者年金 .....	3
中間管理機構を活用しましょう .....	3
全国農業新聞の勧め .....	4
農地相続届出 .....	4
農地の適正管理のお願い .....	4
守谷市農業委員会総会日程 .....	4

## 農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しました

農業委員会では、農地法第30条に基づき、農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しました。本調査は、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止・早期発見等を目的として、毎年農業委員会で実施しています。今年度も、それぞれの地区の農地利用最適化推進委員を中心に市内農地の現地確認を行いました。

農業委員会では、農地パトロール(農地利用状況調査)により把握した遊休農地を所有する農地所有者の方を対象に、農地利用意向調査を実施することとなっています。

今後、今回の調査結果をもとに、農地を所有する方々には訪問または郵送により意向調査をさせていただくことがございますので、ご協力をお願いいたします。



## 「人・農地プラン」から「地域計画」へ

これまで守谷市では、守谷、高野、大野、大井沢の4つの地域において話し合いを行い、各地域が抱える人と農地の問題を解決するための「人・農地プラン」を作成し、プランに沿った農地の集積・集約等を推進してまいりました。しかし今般、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、「人・農地プラン」よりもさらに具体的な内容を盛り込んだ「地域計画」の策定が法定化され、令和7年3月末までに市街化区域を除くすべての地域で「地域計画」を策定することとなりました。



新たに法定化された「地域計画」は、従来の「人・農地プラン」で定めた「地域農業の将来の在り方」に加えて、農地一筆ごとに、今後利用する農業者を示した「目標地図」を作成し、さらなる農地の集積・集約を図るものです。この「目標地図」は、地域農業の将来を築くうえでとても重要なものであり、これを作成するためには、地域の農業者や農業関係団体等が徹底的な話し合いを行うことが必要となります。守谷市では今後、「目標地図」を作成するにあたり、地区ごとに協議の場を設け、農業者の方や農業関係団体等を交えて話し合いを行う予定ですので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

## 農地転用には許可が必要です

**ストップ無断転用!! 違反転用には罰則あり!**  
**無許可での残土搬入も違法行為! 見つけたら連絡を!**



### 何故、転用の届け出が必要か?

食糧の安定供給の基盤である優良農地の確保並びに農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用が地域農業の大きな障害要因になることを防止する為。

### 農地転用の基準とは?

- \* 市街化区域内の農地転用      => 届出
- \* 市街化調整区域内の農地転用      => 許可等

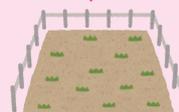
### 令和4年度農地転用件数

届出=74件      許可=64件

### 無断転用・違反転用に対する処分

事項: 無断転用・違反転用及び違反転用における原状回復命令違反

内容: 工事中止・原状回復等の行政命令、更に、法律上の罰則は3年以下の懲役または300万円以下の罰金  
 (法人は1億円以下の罰金)



## 農業委員・農地利用最適化推進委員募集（事前案内）

守谷市農業委員会では、現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和7年の3月末で満了するのに伴い、令和6年の10月ごろから、新たな農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を行う予定です。

守谷市における農業の維持・発展に寄与する大切な業務ですので、関心のある方はぜひ、来年の募集の際に申し込みをご検討ください。

項目	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	9人（予定）	9人（予定）
主な業務	農地の権利移動や転用に係る許可等について審議し決定等を行います。 また、農地利用最適化推進委員と連携し、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、現場活動も行います	担当地区において農業委員と連携し、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、地域に密着した現場活動を行います。
任用期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日	委嘱の日～令和10年3月31日
募集期間	令和6年10月ごろ予定	
推薦・応募方法	令和6年9月ごろ公表予定	

## 農業者年金 農業者の安心のために

**農業者年金** ～老後の安心のために～

- \* 加入条件：① **国民年金の第1号被保険者（保険料免除者は除く）**  
 ② 年間60日以上農業に従事  
 ③ **20歳以上60歳未満**

\* 保険料：加入者の任意で**2万円から6万7千円まで千円単位**で選択可能

\* 加入と脱退：任意加入制であり加入・脱退共に自由。

- \* メリット：① **少子高齢化時代に強い積み立て方式の確定拠出型**  
 ② 社会保険料控除などで税制面でも優遇  
 ③ 終身年金かつ80歳前の死亡の場合、死亡一時金が遺族に支給される

\* その他：詳細に関しては独立行政法人農業者年金基金の

ホームページ <http://www.nounen.go.jp> または農業委員会事務局に照会ください。



## 中間管理機構を活用しましょう 農地中間管理事業のしくみ

<b>出し手</b> ● 規模縮小 ● 経営転換 ● 農地相続でお困りの方	<b>農地を貸すメリット</b> ・ 貸付期間終了後、農地は確実に出し手に戻ります。 ・ 貸付期間終了後、継続して貸付することもできます。 ・ 設定した地代は機構から確実に支払われます。 ・ 公的な機関なので、安心して貸付できます。
↓ 貸付	
<b>農地バンク</b> (茨城県農地中間管理機構)	<b>借受と転貸</b> ・ 市町村・農業委員会と連携し農地の集積・集約を進めます。 ・ 受け手にまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付けます。
↓ 貸付(転貸)	
<b>受け手</b> ● 規模拡大 ● 新規参入をお考えの方	<b>農地を借りるメリット</b> ・ 長期の借入期間により（原則10年）安定した営農が可能です。 ・ 分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。 ・ 地代は機構にまとめて支払っていただき、機構が出し手へ個別に支払います。

# 全国農業新聞




- ・全国農業新聞は、農業を取り巻く様々な情報や農業経営に役立つ知識・技術を提供します。
- ・発行日：毎週金曜日
- ・購読料：新聞本新＝月額700円（税込）  
 ＊電子新聞も閲覧可能  
 電子新聞＝月額500円（税込）  
 ＊電子新聞のみの閲覧
- ・申し込み先：農業委員会事務局

## 全国農業新聞普及推進

「農家」と「農に興味がある人」の出会いの場

全国農業新聞を購読して  
 農業特化型の婚活・恋活マッチングアプリ「あぐりマッチ」<sup>無料</sup>に登録しませんが

全国農業新聞と「あぐりマッチ」のコラボ実施中！

※全国農業新聞の年間購読（1年間、紙媒体の新聞 8,400円、電子版 6,000円）をこのチラシから申込みと「あぐりマッチ」の3か月プラン 7,200円が無料に！

「あぐりマッチ」は農家の魅力を最大限引き出す仕組み

<特長>

- ・圧倒的に農業に特化したプロフィール
- ・タイムライン機能で自身の農ライフを発信
- ・婚活しをする農家の娘・新規就農希望者にも対応

<あぐりマッチ通常登録料>

1か月プラン	3,800円
3か月プラン	7,200円 (2,400円/月)
6か月プラン	9,600円 (1,600円/月)
12か月プラン	14,400円 (1,200円/月)

安全・安心の理由

- ・24時間 365日カスタマーサービス・監視体制
- ・実名・連絡先は表示されません
- ・公的証明書による本人確認
- ・不正ユーザーは利用停止



## 農地相続届出



相続等により農地を取得したら、届出が必要です！

下記の理由により農地の権利を取得した場合、権利を取得したことを知った日からおおむね10ヶ月以内に、農地が所在する農業委員会への届出が必要になります。

### ○農地の取得理由

相続（遺産分割、包括遺贈、または相続人に対する特定遺贈を含む）

法人の合併・分割

時効取得

### ○届出書類

農地法第3条の3第1項の規定による届出書  
 相続等をしたことが確認できる書類（登記

完了証の写し等）

### ○届出先

農地が所在する農業委員会

### ○届出期限

権利を取得したことを知った日からおおむね10ヶ月以内

※法務局への登記完了後に提出となります。



## 農地の適正管理のお願い

近年、耕作者の高齢化等に伴い、不耕作になる農地が多くなってきております。農地が耕作されないと、雑草や雑木などが繁茂し、病虫害の発生原因や有害鳥獣の隠れ家となる恐れがあり、近隣住民や周囲の耕作者に迷惑をかけるだけでなく、不法投棄の誘発など景観や生活環境の悪化にも繋がりがかねません。つきましては、農地所有者の方におかれましては、耕起や草刈等を行い、農地の適正な管理にご協力いただきますようお願いいたします。

また、管理をするのに機械類を使用する際は、使用者のみならず周囲に配慮して作業することが大事です。特に刈払機は手軽に扱える反面、重大な事故を伴うことがあるので留意してください。



## 守谷市農業委員会 総会日程

農地法関連の許認可手続きは原則的に下記の日程で行われますので期限を厳守してください。

農地農政相談日 随時 申請締切日 毎月14日

現地調査日 毎月21日 総会日 毎月28日

但し、土曜日・日曜日・祝祭日等と重なる月は変更となります。